

あり、情緒的な考察結果が日本心にあたるのである。よって情操の説明は、理解しやすく、生活に還元しやすいという特徴を備えている。

では情操的考察結果たる「日本心」とは何か。それは「神々しさ」「懐かしさ」「清々しさ」の三要素によって説明される。神道、そして日本文化は、この三要素の展開によって成立するのであり、また現代生活における指針という位置づけにもなるのである。例えばこの三要素を人の心で例示するなら、「晴れやかな心」「朗らかな心」「爽やかな心」となる。またこの三要素は、そのむすびつきによって「雄々しさ」「みやび」「大らかさ」に発展し、それら六要素の発現方法によって、「渋味(寂)」「床しさ」「気品」という日本文化の特色を表現するものに展開していくのである。このように神道を理解するための観点が、教育的主張に直結する理論が河野の特徴であり、その解明こそ本発表の注力した点である。

河野の著作は『国学の研究』(大岡山書店、昭和七)、『神道の研究』(森江書店、昭和五)、『近世神道教化の研究』(国学院大学内宗教研究室、昭和三〇)等多数存在するが、本発表で紹介した主張は、『神道読本』(昭和書房、昭和一〇)などに確認することができる。

## 大正自由主義教育と宗教教育論

——『宗教教育講座』を中心に——

齋藤 知明

本報告の目的は、近代日本においてもっとも宗教教育が語られたとされる大正後期から昭和初期の宗教教育論を、主に『宗教教育講座』(全十八巻、大東出版社、一九二七—一九二九、以下『講座』)における大正自由主義教育研究の先駆者でもあった三人の教育学者の論を対象にして、その特質を考察するものである。

明治三二年の文部省訓令一二号以来、学校教育に宗教は完全に立ち入れなくなった。しかし、明治末期から国民道徳の徹底が必要とされ、国家主導によるさまざまな思想統制がおこなわれた。大正期に入ると、大正デモクラシーの風潮のなか、教育関係の大会・会議において学校で宗教的信念を涵養することを求める決議が相次いだ。それに呼応するように、文部省は訓令一二号の解釈を広くとったり(昭和三年)、「宗教的情操ノ涵養ニ関スル」文部次官通牒(昭和一〇年)を出したりすることで対応した。結果として、宗教教育熱の高まりは、教育勅語を中心とした国民道徳涵養・思想統制の教育を補完する役割を求められる形で収斂されていった。

右がこれまでの研究で言われてきたことである。しかし、この時期における宗教教育熱の高まりは、新しい教育を研究する大正自由主義教育という風潮の影響を受けざるを得なかったといえる。大正自由主義教育は、それまでの「窮屈」な学校教育

を打破しようと、主に西洋の新しい教育理論を導入・紹介する形で発展した。これまでにない「新しい」教育の模索・渴望の運動であった。そのさなかに、『講座』は発刊されたのである。『講座』は、成城学園などを創設した教育学者澤柳政太郎が監修を務め、本科が全四十一講座あり、「総論編」「宗教編」「体験及歴史編」「各論編」「教課編」の五編に分かれている。このほか、「科外講義」と当時の宗教教育状況がわかる「雑録」が掲載されている。

澤柳は、宗教は、絶対者を信じることで不完全な人間が安心を得るものであり、教育は、限られた環境で限られた成果をあげるものとし、両者は「本質的に異なるもの」とする。よって、学校における宗教教育について否定的である。それよりも、宗教者が宗教教育熱の高まりに対して応えるべきだとしている。小西重直は、宗教者と教育者のあるべき姿は自己を捨てて他者に奉仕する「人類愛」を持つことで共通だとする。小西は、神を盲目的に信じ自身の教育活動を「天職」として邁進した教育家ペスタロッチを紹介し、「人類愛」を体現した理想の教育家像として説明する。吉田熊次は、宗教教育論の基盤となっている大正自由主義教育の日本適応性に対して批判的に論を述べる。吉田は、大正自由主義教育の発信地である西洋は、教育と宗教とが密接にかかわっていたが、日本の教育は従来宗教とは関係なかったとし、大正自由主義教育自体が日本に不適応だとする。もし適応させようとするならば、西洋のキリスト教精神も受容しなければならず、学校での宗教教育は不可能であると論じる。一方で、家庭や社会での宗教教育には肯定的である。

『講座』における二人の教育学者の論から三つの特質が言える。一つ目は、小西の論に見られるように(また、吉田が批判したように)キリスト教思想(特にプロテスタント)の影響が顕著にみられるということである。二つ目は、先行研究で言われていたような国民道徳涵養・思想統制として宗教教育を語る面はみられなかったという点である。三つ目は、教育界と宗教界両者による宗教教育言説の合意形成の場として本講座が位置づけられることである。宗教教育熱は国民道徳涵養を目的とする色彩が濃くなりながら敗戦まで続くことになるが、一方でこの時期における教育学者は、文部省の思惑とは別に、大正自由主義教育的な宗教教育は学校で可能か否かという点で議論していたことが確認できた。

### ドイツ・バイエルン州における

### 宗教科と各宗教団体の関係

石川 智 子

宗教教育をめぐる議論は、近年の宗教学において重要なテーマのひとつであるが、いわゆる「宗派教育」に対する宗教学的な分析は十分といえず、公立学校で宗教科が設置されているドイツでもそれは同様である。

宗教科についての法的規定として、ドイツ連邦共和国基本法では宗教科が「正課」であること、教育権者には子供の宗教科への参加に関する決定権があることなどが規定されている。ま